

令和4年6月15日

報道機関各位

吉川市政策室主幹

犬の登録手続きのオンライン化を推進します
吉川市犬マイクロチップ装着費補助金

6月1日、改正動物愛護管理法が施行され、ペットショップなどで販売される犬へのマイクロチップの装着と国が新たに創設した指定登録機関への登録が義務付けられました。

これと併せて、その登録情報が市に通知され、装着したマイクロチップを「鑑札」とみなす「ワンストップサービス」の運用が始まりました。

市では「ワンストップサービス」に参加し、犬の飼い主の利便性向上を図るとともに、マイクロチップを装着していない犬を対象にマイクロチップの装着費用を補助します。多くの犬にマイクロチップを装着してもらうことで、保健所や警察で保護された犬が飼い主の元に戻れる可能性が高まります。

なお、飼い犬へのマイクロチップ装着費の補助制度は、県内初の取り組みです。

概要

別紙（「吉川市犬マイクロチップ装着費補助金」のご案内）のとおり

この件に関するお問合せ先

- お問合せ：市民生活部 環境課 ☎048・982・9698

記事提供：政策室 広聴広報担当 ☎048・982・5112